令和5年度第8回八頭町農業委員会 議事録

- 1. 招集年月日 令和5年11月14日(火) 13時30分
- 2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室
- 3. 出席委員 ○農業委員

会長12番安部寬会長職務代理者13番山根祐一14番川村忠幸

委員 1番 田中 孝幸 2番 東田 輝正

 3番 明治 良一
 4番 岸本 慶子

 5番 衣笠 指図
 6番 横野 俊彦

 7番 大村 祥一朗
 8番 上田 正人

 9番 大谷 誠一
 10番 細田 邦男

11番 山本 知司

○農地利用最適化推進委員

荻原 晴雄

委員 西尾 寿秋 井上 寿光

岸本政明横山茂猪本正己佐藤洋一藤田榮一郎鎌谷一也保田公範山田裕人公賀義高中嶋美枝子

中山 浩一

5. 議事日程

4. 欠席委員

- 第1 議事録署名委員の指名 10番 細田 邦男 11番 山本 知司
- 第2 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
 - 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理について
 - 3 農地法施行規則第29条の規定による転用届についていて
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 第5 議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について
- 第6 議案第4号 農用地利用集積等促進計画について
- 第7 議案第5号 地籍調査事業の伴う農地の地目変更について
- 第8 その他

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 係 長 尾﨑 千穂 主 事 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長

開会(13時30分)

本日の欠席者は、 荻原推進委員、中山推進委員の2名です。

農業委員 出席者数 14名

農地利用最適化推進委員 出席者数 12名

定足数に達していますので、令和5年度第8回八頭町農業委員会 を始めます。

開会にあたり、議長(会長)あいさつをお願いします。

議長 (会長)

(あいさつ)

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、10番 細田邦男委員、11番 山本知司委員にお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん 方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

(報告なし)

議長 (会長)

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。 相続についての届出です。

今月は8件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。6ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は9件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。11ページをご覧ください。今月は2件です。200㎡未満の農業用倉庫です。問題ありませんでしたので受理しました。

議長 (会長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による 許可申請につきまして審議を行います。

受付番号 19-1 について事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請審議について。

受付番号19-1について説明をします。

【議案第1号 受付番号19-1朗読後、説明】

土地の所在地 日下部地内

登記地目:田 現況地目:畑

面積 232 m²

理由につきましては、譲渡人は体調不良のため耕作ができないので、近隣で耕作をしている譲受人へ譲りたい旨相談をされ、売買の話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は所有する農地で水稲や野菜、果樹などを栽培されています。今回譲り受けられる農地では、果樹や野菜を栽培される予定です。

通作については、自宅から 50m程度であり問題ないと思われます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は20年以上農業の従事期間もありますし、譲受人の奥さんも18年以上農業の従事期間もあり問題はないと思われます。

最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では果樹と野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

議長 (会長)

この件につきましては、2番 東田輝正委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

東田委員

はい、議席番号2番の東田です。先ほど事務局長の方からありましたけれども、譲渡人は5年前から介護施設の方に入所されておりまして、奥さんも亡くなられまして、子供さんもいませんので田畑の管理ができておりません。水田の方は地域の担い手法人にお世話になっております。この土地の現状は畑です。隣は譲受人の畑で以前から管理されております。このたび譲渡人から譲受人に譲渡する運びになりましたので、是非ひとつよろしくお願いをいたします。以上です。

議長 (会長)

はい。ありがとうございます。この件につきまして、質問意見は ありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

意見が無いようですので採決いたします。 賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

(全員挙手)

議長 (会長)

賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。

続きまして、受付番号 20-2 について事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号 20-2 について説明をします。

【議案第1号 受付番号20-2朗読後、説明】

土地の所在地 才代地内

登記地目:田 現況地目:田

面積 511 ㎡

理由につきましては、譲渡人は県外在住であり今後農地の管理ができないため、地元の親戚である譲受人へ譲り渡すことで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は所有する農地で水稲や野菜を栽培されています。今回譲り受けられる農地では、水稲を栽培される予定です。

通作については、自宅から 500m程度であり問題ないと思われます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は40年以上農業の従事期間もあり、奥さんも農業従事の経験もあり問題はないと思われます。

最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き水稲を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

議長 (会長)

この件につきましては、14番 川村忠幸職務代理に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

川村会長職務 代理者 はい。それでは調査報告をいたします。まず、譲渡人は譲受人の 兄でありまして、ここ30年40年と譲渡人は譲受人に田を作るとい うことを全て委託しておりました。そのため譲渡人はお子さんと話 されまして、才代の方に帰ってくるということはないということに なりまして、弟さんに田を譲ると。相続、移管みたいな形になるん ですけれども、そういう形で農地法第3条の規定に基づいても良好 と考えますので承認をよろしくお願いします。

議長 (会長)

はい。ありがとうございます。この件につきまして、質問意見は ありませんか。はい。大谷委員どうぞ。

大谷委員

9番、大谷です。経営面積が譲渡人、譲請人とも同じ面積になっておりますがこれは正しいでしょうか。また、受付番号 21-3 も同じ面積となっていますが。

議長 (会長)

事務局お願いします。

事務局

はい。回答させていただきます。受付番号 21-3 も合わせてです。 農家世帯がですね、先ほど川村職務代理が説明されたようにご兄弟 ということで同一世帯となっておりましたので同じとなります。譲 渡人、譲受人とも同じ面積を記載させていただいているところです。 受付番号 21-3、こちらについても同じ面積が入っているところで すが、こちらも次の案件になりますが、親子間の贈与でありますの で同じ面積を入れさせていただきました。以上です。

議長 (会長)

よろしいでしょうか。他にご質問がありますでしょうか。意見が 無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

(全員举手)

議長 (会長)

賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号 21-3 について事務局は説明をお願いしま

す。

事務局

受付番号21-3について説明をします。

【議案第1号 受付番号21-3朗読後、説明】

土地の所在地 三山口地内

登記地目:畑 現況地目:畑

面積 351 ㎡

土地の所在地 三山口地内 登記地目:田 現況地目:田

面積 681 m²

土地の所在地 三山口地内 登記地目:畑 現況地目:畑

面積 170 ㎡

土地の所在地 三山口地内 登記地目:畑 現況地目:畑

事務局

面積 7.40 ㎡

土地の所在地 三山口地内 登記地目:田 現況地目:田

面積 1,470 ㎡

理由につきましては、親から子への贈与です。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は譲渡人と一緒に所有する農地で水稲や野菜、果樹を栽培されています。今回譲り受けられる農地では、引き続き水稲や野菜、果樹を栽培される予定です。

通作については、自宅から車で 20 分程度であり問題ないと思われます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は3年以上農業の従事期間もありますし、お父さんも20年以上農業の従事期間もありますので、問題はないと思われます。

最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では水稲や野菜、果樹を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

議長 (会長)

この件につきましては、14番 川村忠幸職務代理に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

川村会長職務 代理者 はい、それでは調査報告をいたします。譲渡人と譲受人は親子関係でございまして、相続贈与っていう形になります。お父さんと話しますと、いつまで生きていられるのかわからんので早く息子に譲りたいという形で、早く承認をしていただきたいというご依頼もあります。農地法第3条の規定に基づいても問題ないというふうに考えます。よろしくお願いします。

議長 (会長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。明治委員どうぞ。

明治委員

申請事由のところが贈与ってなっているんですけども、親子間の贈与に関して農業委員会で審議する必要があるでしょうか。

議長 (会長)

事務局お願いします。

事務局

はい。法的には農業委員会の許可が必要となります。相続により 農地の権利を取得する場合は不要ですが、親子間であろうと贈与に ついては農業委員会の許可が必要ということになっております。以 上です。

明治委員

はい。了解しました。

議長 (会長)

はい。ありがとうございます。他にご意見等はありますでしょうか。意見がないようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

(全員举手)

議長 (会長)

賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号 22-4 について事務局は説明をお願いしま

す。

事務局

受付番号 22-4 について説明をします。

【議案第1号 受付番号22-4朗読後、説明】

土地の所在地 宮谷地内

登記地目:田 現況地目:田

面積 598 m²

理由につきましては、譲渡人は数年前に申請地を相続されましたが、県外在住であり十分な管理ができないため、申請地の近くに住む親戚に譲り渡したい旨相談をされ、譲受人と贈与の話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は所有する農地で主に野菜を栽培されています。今回譲り受けられる農地では、果樹や野菜を栽培される予定です。

通作については、自宅から 200m程度であり問題ないと思われます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は30年以上農業の従事期間があり、また奥さんも10年以上農業の従事期間がありますので、問題はないと思われます。

最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では果樹と野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

議長 (会長)

この件につきましては、1番田中孝幸委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

田中委員

はい。報告します。11月3日に譲渡人と譲受人に電話で聞き取りをしました。それで譲渡人の方が東京に住まれていて、帰る予定

田中委員

もないようなので、いとこの譲受人に譲渡の相談をされたところ、 譲受人が譲り受けて管理するという話になったようです。申請地で すけど現在、野菜を栽培されて周辺も畑になっているようです。以 前は小作に出しておられたようですけど、小作権も解約されている ようで問題ないと思われます。以上です。

議長 (会長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

意見が無いようですので採決いたします。 賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

(全員挙手)

議長 (会長)

賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。

続きまして、受付番号 23-5 について事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号23-5について説明をします。

【議案第1号 受付番号23-5朗読後、説明】

土地の所在地 別府地内

登記地目:田 現況地目:田

面積 2,622 ㎡

土地の所在地 別府地内

登記地目:田 現況地目:田

面積 31 m²

土地の所在地 別府地内

登記地目:畑 現況地目:畑

面積 547 m²

土地の所在地 別府地内

登記地目:畑 現況地目:畑

面積 263 ㎡

理由につきましては、譲渡人は申請地を相続されましたが、県外在住のため住居を含む土地の管理ができないため、いとこである譲受人へ相談され、すべてを譲り渡すことで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲 受人は所有する農地で野菜を栽培されています。今回譲り受けら

事務局

れる農地では、水稲や野菜を栽培される予定です。

通作については、申請地いずれも自宅から1km以内にあり問題ないと思われます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は20年以上農業の従事期間がありますし、譲受人の奥さんも20年以上農業の従事期間がありますので、問題はないと思われます。

最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き水稲や野菜を栽培されるということで、 周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生 じないと認められます。以上です。

議長 (会長)

この件につきましては、5番 衣笠指図委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

衣笠委員

はい。失礼します。衣笠です。局長の方からほとんど話されまし てこれという報告もないですけども、お二人の関係がいとこという ことで、譲渡人が本家で譲受人が分家という関係で、本家の方はも う後を継ぐ人がなく、家の方も空き家状態になっているということ でございまして、本家の方の親族の集まりの会で、村に残っておら れるいとこの譲受人に譲って農地を守っていただこうという話にな ったようでございます。本日配布の資料にも田につきましては、地 域の個人耕作者が貸借契約で作っておられましたけども、見ますと 10 月の終わりの方ですかね、合意解約という格好で譲受人が自分 で作ると言っておられましたのでいいことだなと思いました。それ で田の方は自宅近くで非常に良い田んぼであると思いましたし、た だ、2筆目の31 m²というのは、宅地と宅地に間に挟まれた、幅1m の約 31mというふうに畑に不向きですが畑をされております。そ れと畑の2筆ですけども、別府集落のやや奥の方になります丘陵地 みたいなところで、村の方が前から分けて畑を作られていたような 感じに見受けました。それで今はほぼ人の背丈よりやや高いぐらい の雑草がおい茂っておりまして、それにちょっと鉄砲笹が入ってく るような状況でございましたけども、県外の所有者から地元の所有 者に所有権移転されることによって今後、農地パトロールでいう赤 ですけども、今後これが再生の方向で向かう可能性があるやもしれ ずというふうに前向きに期待しておるところです。現地調査を見て も、この度の所有権移転は特に問題はないというふうに思います。 期待できると思いますのでよろしくお願いします。以上です。

議長 (会長)

はい。ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

意見が無いようですので採決いたします。 賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

(全員举手)

議長 (会長)

賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。

続きまして、受付番号 24-6 について事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号24-6について説明をします。

【議案第1号 受付番号24-6朗読後、説明】

土地の所在地 用呂地内

登記地目:田 現況地目:田

面積 1,000 ㎡

土地の所在地 用呂地内

登記地目:田 現況地目:田

面積 817 ㎡

土地の所在地 用呂地内

登記地目:田 現況地目:田

面積 1,838 m²

理由につきましては、譲渡人は県外在住であり、用呂地内にある所有する家も空き家バンクに登録をされていました。この度、 用呂に住む譲受人がこの家と農地を一緒に買い受けることで話がまとまったものです。今回は田のみの買受けですが、今後畑も買受けられる予定です。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は用呂地内にある実家が所有する農地で水稲や野菜を一緒に栽培されております。今回譲り受けられる農地では水稲や野菜を栽培される予定です。

通作については、申請地は自宅から 100m程度であり問題ない と思われます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は20年以上農業の従事期間がありますし、譲受人のお兄さんやお母さんも10年以上農業の従事期間がありますので、問題はないと思われます。

事務局

最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き水稲や野菜を栽培されるということで、 周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生 じないと認められます。以上です。

議長 (会長)

この件につきましては、6 番 横野俊彦委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

横野委員

はい。6番、横野です。24-6について報告させていただきます。11月12日に譲受人に訪問をしてお話を聞いて確認をさせていただきました。また、譲渡人は県外ということですので電話になりますが、確認をさせていただいたというところです。また、併せて現地の方も当日確認をさせていただいております。譲渡人は先ほども事務局から説明があったとおり、もう40年以上も県外の方に住まわれているということで、自宅を含めて耕作地を管理する人がいないので誰かに譲りたいということで、先ほども説明がありましたとおり、空き家バンクにですね、これを通じていろいろ話をする中で、以前から譲受人の親御さんの方が耕作をされていたというような経過もある中で、住居も含めて譲渡の話がまとまったということでございます。先ほども十分説明がありましたので特に問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 (会長)

はい。ありがとうございます。この件につきまして、質問意見は ありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

意見が無いようですので採決いたします。 賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

(全員挙手)

議長 (会長)

賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。

続きまして、受付番号 25-7 について事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号25-7について説明をします。

【議案第1号 受付番号25-7朗読後、説明】

土地の所在地 新興寺地内 登記地目:田 現況地目:田

事務局

面積 986 m²

土地の所在地 新興寺地内 登記地目:田 現況地目:畑

面積 2,431 m²

理由につきましては、譲渡人は昨年申請地を相続されましたが、町外に在住のため管理が難しい状況でした。そこで、小別府地内で果樹や水稲を栽培されている譲受人が譲り受けて耕作をするということで相談をされ、この度売買の話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人の住所は横浜市ですが、以前より小別府地内にある実家に居住し、5年程前から小別府の農地を買い受けて主に柿や水稲を栽培されています。昨年からは息子さんも居住され、一緒に耕作をされています。申請地は、譲り受けられた後は水稲と柿を栽培される予定です。

通作については、申請地は自宅から 500m程度であり問題ない と思われます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は15年以上農業の従事期間がありますし、譲受人の息子さんも2年以上農業の従事期間がありますので、問題はないと思われます。

最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では水稲と柿を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

議長 (会長)

この件につきましては、2番 東田輝正委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

東田委員

受付番号 25-7 号につきまして説明をいたします。11 月 8 日に電話で対応させていただきました。譲渡人は●●集落の●●さんから●●の方に嫁いだ方でございます。今は小別府の方におばあさんが1人住んでいるとのことですので、田畑の管理は無理なようで譲渡する方を探してしているような感じでございました。それでこの度、譲受人が土地を買って農地を広げるという気持ちがありまして、譲受人の方がそういう意向を持ったようです。農業をされる方は譲受人の息子さんの●●さんという方でございまして、今現在、柿や米を作っておられるようでございます。まだ余力があるので拡大をしたいということでございますので、ひとつよろしくお願いします。以上です。

議長 (会長)

はい。ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

意見が無いようですので採決いたします。 賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

(全員挙手)

議長 (会長)

賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。

以上で、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。

続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。

受付番号 9-1 について事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。受付番号9-1について説明をします。議案書の3ページをご覧ください。

【議案第2号 受付番号9-1 朗読後、説明】

土地の所在地 大坪地内

登記地目:田 現況地目:田

面積 496.72 m²

資料については、議案書の4ページから9ページに付けています。

場所については、議案書の4ページから5ページに図面を付けていますが、大坪集落内の農地になります。土地利用計画図は7ページに付けています。

転用理由につきましては、実家近くの土地に住宅を整備したい とのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、農業公共投資の対象農地の第1種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の融資証明書及

事務局

び通帳の写しにより確認をしました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は貸渡人が所有する宅地、西側は 貸渡人が所有する田、北側は町道、南側は県道であり、隣接地の同 意は得られています。

また、雨水は自然流下で農業用排水路へ放流し、汚水は農業集落排水へ接続します。

日照、通風についてですが、隣接農地と十分に距離をとっているため、影響はありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

なおこの件については8月の委員会で、町長部局から農業振興 地域の除外の意見照会があり審議を行っております。

以上です。 【スライド現地説明】

議長 (会長)

この件につきましては、3番明治良一委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

明治委員

はい。3番の明治です。この件は先ほど事務局から説明あったように8月に農振除外の申請がありました。その時に現地確認とその理由について確認し報告しております。今回11月5日に訪問し、その当時と内容に変更はないかということを確認し、変更はないということでしたので、一度8月に承認されたものであり問題ないと思います。

議長 (会長)

はい。ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

意見が無いようですので採決いたします。 賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

(全員挙手)

議長 (会長)

賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。

続きまして、受付番号 10-2 について事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号10-2について説明をします。

【議案第2号 受付番号10-2 朗読後、説明】

土地の所在地 池田地内

登記地目:田 現況地目:田

面積 703.00 m²のうち 81.50 m²

資料については、議案書の 10 ページから 15 ページに付けています。

場所については、議案書の 10 ページから 11 ページに図面を付けていますが、池田地内の農地になります。土地利用計画図は 13 ページに付けています。

転用理由につきましては、自宅に接している箇所の擁壁の修繕 をしたいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は 代替地なしです。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の融資証明書により確認をしました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、西側は譲渡人が所有する田、東は譲受 人が所有する宅地、南側は譲渡人が所有する宅地、北側は町道で、 隣接地の同意は得られています。

雨水は自然流下で既設の道路側溝へ放流し、汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、建築物はないため影響はありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。 【スライド現地説明】

議長 (会長)

この件につきましては、8番上田正人委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

上田委員

はい。ご苦労様です。農業委員、議席番号8番の上田でございます。土地の所在地は八頭町池田●●番、調査日はですね、11月6日の月曜日、朝10時30分頃、譲渡人と譲受人に現地に集まっていただきまして、現地立会をいたしました。間違いなくこのとおりでございますので問題ないというふうに感じております。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長 (会長)

ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

意見が無いようですので採決いたします。 賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

(全員挙手)

議長 (会長)

賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。

以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 についての審議を終了します。

続きまして、日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画の決定 について、事務局は説明をお願いします。

事務局

議案書の16ページをご覧ください。

議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。 町長から令和5年10月31日付けで、農用地利用集積計画の決 定を求められています。

今月は通常の利用権が、更新のみで1件です。面積は、田のみで2,206 m² (1 筆) です。

町の基本構想の各要件を満たしています。以上です。

議長(会長)

それでは、受付番号 34-1 について審議を行います。 この件に関して質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

意見が無いようですので採決いたします。 賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

(全員挙手)

議長 (会長)

賛成多数と認めます。受付番号 34-1 について申請どおり決定します。

以上で議案第3号 農用地利用集積計画の決定についての審議を 終了します。

議長 (会長)

続きまして、日程第6 議案第4号 農用地利用集積等促進計画 について事務局は説明をお願いします。

事務局

議案書の17ページをご覧ください。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について説明します。 町長より令和5年10月31日付けで農用地利用集積等促進計画案 について意見を求められているものです。整理番号100-1から163-64について説明します。

この度鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 177,458.4 ㎡ (95 筆) と既に機構へ貸し出されている農用地 30,677 ㎡ (18 筆) を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。

地域の担い手法人 5 社へ 122,085.4 m (65 筆) 、その他 17 名の個人耕作者へ 86,050 m (48 筆) を貸付けするものです。以上です。

議長 (会長)

それでは審議を行います。整理番号100-1から163-64につきまして、審議を行います。これにつきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

意見が無いようですので採決いたします。 賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

(全員挙手)

議長 (会長)

賛成多数と認めます。整理番号 100-1 から 163-64 につきまして、申請どおり決定します。

議長 (会長)

以上で議案第4号 農用地利用集積等促進計画について審議を終了します。

続きまして、日程第7 議案第5号 地籍調査事業に伴う農地の 地目変更について審議をいたします。これについて事務局より説明 願います。

事務局

議案第6号 議案第5号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について説明します。議案書の41ページをご覧ください。地籍調査課が行った地籍調査の結果で、現況に合わせて職権で地目変更を行いますが、対象が農地の部分については、農業委員会へ通知し、意見を求めるというものです。

今回は令和4年度と令和5年度に実施した地籍調査地域の門 尾、下門尾、堀越が対象です。

各地区の農地で登記簿上「田」「畑」等となっている筆について、地籍調査した結果、地目が農地以外のものとなった筆、また農地のままであっても、分筆や合筆、面積の変更がなされた筆について、記載されています。

変更後の地目は、山林、墓地、公園、原野、雑種地、公衆用道路、用悪水路、宅地となります。

農業委員会からの意見提出後は、地籍調査課において所有者への閲覧を行い、所有者の同意を得たうえで決定され、来年登記完了となります。

地目変更を行っても問題無いと思われますので、問題なしで回答したいと思います。以上です。

議長 (会長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。

明治委員

回答内容の表記について ※事務局説明、内容省略

井上推進委員

地籍調査事業の事務処理について

※事務局説明、内容省略

議長 (会長)

その他ございませんか。意見が無いようですので採決いたします。 賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

(全員挙手)

議長 (会長)

賛成多数と認めます。

以上で日程第7 議案第5号 地籍調査事業に伴う農地の地目変 更についての審議を終了いたします。

続きまして、日程第8その他について事務局よりお願いします。

事務局

- ●農業委員会ブロック別特別研修大会及び懇親会等の開催について
- ●農業委員会だよりの発行について
- ●視察研修について
- ●2024年版「農業委員会手帳」について
- ●第7回定例委員会での質問事項について
- ・農用地利用集積等促進計画における所有権移転について
- ●地籍調査事業の成果の取扱いについて
- ●農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について
- ●次回の農業委員会開催日時について 次回の農業委員会は12月14日(木)13時30分から、船岡地区 公民館大集会室で開催します。以上です。

議長 (会長)

その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同

(なし)

議長 (会長)

無いようですので、以上で第8回農業委員会を終了します。

終了(15時00分)